

資料編

小川町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

（平成27年6月19日
訓令第10号）

（設置）

第1条 小川町都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定するための庁内体制として、小川町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、マスタープランの策定及び変更に関する検討及び総合調整を行う。

（組織）

第3条 委員会は、副町長及び別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、副町長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員の互選によって定める。

（職務）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、開催する。
2 委員会の会議は、委員の過半数をもって成立する。
3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第6条 委員会に関する事務を処理するため、事務局を都市政策課都市政策担当に置く。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和7年小川町訓令第3号）

この訓令は、令達の日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長	にぎわい創出課長
政策推進課長	建設課長
防災地域支援課長	都市政策課長
健康福祉課長	上下水道課長
長生き支援課長	学校教育課長
子育て支援課長	生涯学習課長
環境農林課長	

2

見直しの経過

都市計画マスタープランの見直し検討の流れは以下のとおりです。

回数	検討事項
第1回策定委員会 (R7年11月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要と策定スケジュールについて ・見直しの視点について ・全体構想の見直し案について
第2回策定委員会 (R7年12月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別構想の見直し案について ・まちづくりの推進に向けての見直し案について
第1回都市計画審議会 (R8年1月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・小川町都市計画マスタープラン（案）について
第3回策定委員会 (R8年3月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント意見について ・小川町都市計画マスタープラン（案）について
第2回都市計画審議会 (R8年3月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント意見について ・小川町都市計画マスタープラン（案）について

(1) あ行

○ IoT

IoT (Internet of Things) とは、「モノのインターネット」と呼ばれるもので、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す技術のことです。

○ ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略です。近年、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、IT (インフォメーション・テクノロジー：情報技術) ではなく、情報通信技術 (ICT) を用いる例が増えています。

○ 空き家バンク

賃貸・売却可能な空き家の情報を、利用を希望する人に紹介する制度のことです。

○ SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略です。2030年までの国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念に掲げています。

○ 沿道サービス施設

自動車運転者の利用を対象とした、ドライブイン・コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等の施設のことです。

○ オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建築物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地を総称したものをいいます。

(2) か行

○ カーボンニュートラル

人為起源の温室効果ガス(主に二酸化炭素)の「排出量」と「吸収・除去量」を均衡させ、排出を全体として(実質的に)ゼロにすることです。植林・森林管理などによる吸収や除去も含め、差し引きで実質ゼロを目指す考え方のことです。

○ 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋等の倒壊や流失をもたらすような堤防決壊によって、激しい氾濫流や河岸侵食の発生が想定される区域のことです。

○ 既成市街地

首都圏整備法で定められる区域のうち、産業や人口の過度の集中を防止し、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地のことです。

○ 狭あい道路

幅員が狭く、救急車や消防車などの通行が困難な道路をいいます。

○ 緊急輸送道路

大規模な地震が起きた際に、避難・救助・物資の供給・諸施設の復旧等の応急対策活動を広域的に行うため、防災の拠点等を連絡する高速道路や国道・県道等の重要な路

線を緊急輸送道路として定めています。これらの路線は、緊急時の応急対策活動のため一般の交通を規制することがあります。

○ 建築物耐震改修促進計画

旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とした計画です。

○ 公共交通空白地域

鉄道・路線バスが通っていないかたり、駅やバス停まで徒歩で移動できず、公共交通利用が不便な地域のことで。

○ 公共施設等総合管理計画

今後の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことを目的とした計画のことで。

○ 洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨によって河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を示したものです。

○ 交通結節点

路線バスと鉄道など、交通手段間の乗換え・乗り継ぎを行う箇所のことで。

○ コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化社会のなかでも、安心・健康・快適に生活でき、財政面及び経済面においても持続可能な都市を目指し、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるような都市構造のことで。

(3) さ行

○ サイクルアンドライド

街なかへの自動車の流入を抑制して、バスや電車の利用を促進するために、自転車でバス停や駅に来て、バスや電車に乗り換えるシステムのことで。

○ 里地・里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く森林・農地・ため池・小川などで構成され、人の生活と密接な結びつきがある地域のことで。

○ 市街化区域・市街化調整区域

市街化区域は、既に市街地が形成されている箇所や、今後優先的・計画的に市街化していくべき箇所として、都市計画法に基づき指定された区域のことで。一方で、市街化調整区域は、原則的に市街化を抑える区域のことで。

○ 市街地開発事業

道路・公園・下水道・宅地等を総合的に整備する事業のことで。代表的なものとして、土地区画整理事業等があります。

○ 住工混在地域

住宅と工場等が混在して立地し、互いの良好な環境（住環境・操業環境）の悪化が懸念される地域のことで。

○ 人口フレーム

目標とする年の推計人口のことで。

○ スプロール

都市が急速に発展し、都心部から周辺へと市街地開発が計画性なく無秩序に拡大することです。

○ 3R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取った3つのアクションの総称のことです。

○ セットバック

敷地が接する道路から建物を後退させることです。沿道にゆとりある空間を確保し、まちの魅力を高める効果が期待されます。

○ ゼロカーボンシティ

2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すと首長が公表した自治体のことです。小川町では、令和3年2月12日に宣言しました。

○ 総合振興計画

町政運営全般にわたる計画のことで、町の最上位計画です。

（4）た行

○ 地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするものです。

○ 地区計画

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」をいいます。地区計画は、「地区計画の目標」、「整備、開発及び保全に関する方針」及び道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、町民などの意見を反映して、まちづくりのルールをき

め細かく定めるものです。

○ DX

Digital Transformationの略です。最先端のデジタル技術を企業や行政などに広く浸透させることで、人々の暮らしをより便利で豊かなものへと変革することです。

○ デマンドタクシー

既存の鉄道及び路線バスが確保されていない公共交通空白地域等において、高齢者等が自ら移動できる手段を確保し、健康的に暮らせる住環境を創出することを目的に実施するタクシーのことです。

○ 特定空家

倒壊のおそれがある状態や、衛生上有害となるおそれのある状態、景観を損なっている状態にあると自治体が判断した空き家のことです。

○ 都市基盤ストック

これまでに整備され、今後も良質な施設として長く使用できる道路・公園・下水道等の都市基盤のことです。

○ 都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域のことです。

○ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成12年度の都市計画法の改正により創設された、すべての都市計画区域を対象とした都市計画の基本的方針で、都市計画区域のマスタープランとも言える、都道府県が定める都市計画をいいます。

○ 都市計画審議会

都市計画に関する事項について、調査審議するために都道府県、市町村ごとに設置された附属機関をいいます。

○ 都市計画道路

都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された道路をいいます。

○ 都市公園

都市公園は、計画的なまちづくりの一環として国や県、市町村が整備・管理する公園のことです。規模や機能等によって種類が区分されており、本町においては、規模が小さい順に街区公園、近隣公園があります。また、都市緑地は、都市の自然環境を保全するために設けられる緑地のことです。

○ 都市施設

都市計画法に定められる、道路・公園・緑地・河川・下水道・学校・ごみ処理施設等のことです。

○ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のことです。土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為などが規制される区域のことです。

○ 土地区画整理事業

狭あい道路の解消や無秩序な乱開発の防止など、まちづくりに関する課題を解決するため、道路・公園等の公共施設や上下水道・

ガスなどを整備し、土地の区画の改善なども含めて総合的に行う事業をいいます。

(6) は行

○ ハザードマップ

災害に備え、その土地の災害に対する危険性や避難場所などを掲載している地図のことです。

○ バリアフリー

障害のある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去のことです。

○ ヒートアイランド

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のことです。

○ PDCA サイクル

Plan・Do・Check・Action の4段階から成り、“Plan”では目標設定と計画作成、“Do”では計画に沿った行動、“Check”では行動した結果の問題点の洗い出しや分析、“Action”では分析結果を受けた計画の見直しを行います。これらを繰り返すことで、次第に改善していく一連の流れのことです。

○ ポケットパーク

道路等の小スペースを活用して整備された公園のことです。

(7) ま行

○ 街なか複合市街地

商業施設や医療施設、行政施設など、多様な機能が集積する利便性の高い市街地のことです。本町においては、小川町駅周辺が該当します。

○ 密集市街地

老朽化した木造住宅等が集中し、災害時の延焼防止や避難に必要な機能が確保されていない市街地のことです。

○ 未利用地

空き地・空き家・空き店舗・工場跡地等の有効に利用されていない土地のことです。

(8) や行

○ 遊休農地

耕作を目的として活用されていない農地のことです。

○ ユニバーサルデザイン

すべての人が快適に利用できるよう、製品や環境などを設計することです。高齢者や障害者にやさしい形や機能となることを前提に、普遍性を強調した概念です。

○ 用途地域

都市計画法に基づく土地利用の区分の一種で、土地利用の混在を防止する目的として、住宅・商業・工業などの目指すべき土地利用の方向に応じて、13種類に区分し指定された地域をいいます。本町では、そのうちの9種類が指定されています。

(9) ら行

○ ランドマーク

山や高層建築物など、視覚的に目立つもの、ある特定地域の景観を特徴づける目印のことです。

○ 立地適正化計画

都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導することをねらいとした計画のことです。

(10) わ行

○ ワークライフバランス

仕事と家庭生活や地域活動などを組み合わせ、バランスのとれた働き方及び生活のあり方を選択できるようにすることです。

小川町都市計画マスタープラン
令和8年3月

発行：小川町

編集：小川町都市政策課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55

TEL 0493-72-1221 FAX 0493-74-2920